

(平成25年8月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

厚生年金関係 18 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は11万円に、申立期間②は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年8月31日

A社に正社員の事務員として勤務しているが、平成18年12月及び19年8月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、賞与の支給実績を確認できる賞与の支払明細書を保管していないものの、事業主は「社会保険に加入する正社員に支給していた。」と回答しており、複数の同僚も同様の供述をしている。

また、給料（賞与）支払明細書及び賃金台帳から賞与の支給実績が確認できる複数の同僚は、いずれも自身は正社員であると供述しており、全員が申立期間において賞与を支給されていたことが確認できる。

さらに、B市から提供された申立人の平成18年及び19年の市民税・県民税課税証明書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

加えて、上記の複数の同僚は、給料（賞与）支払明細書等により賞与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合して判断すると、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人の両申立期間の標準賞与額については、上記市民税・県民税課税証明書により推認できる厚生年金保険料額により申立期間①を11万円、申立期間②を25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の両申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年5月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については53万円とすることが必要である。

- 2 申立人は、申立期間②のうち、平成5年5月1日から9年9月1日までの期間及び11年8月1日から12年2月21日までの期間について、その主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、標準報酬月額に係る記録を5年5月から6年10月までの期間は53万円、同年11月は47万円、同年12月は56万円、7年1月から9年8月までの期間及び11年8月から12年1月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月28日から5年5月1日まで
② 平成5年5月1日から12年2月21日まで

A社からB社に継続して勤務したのに資格喪失日が平成4年12月28日なのはおかしい。また、B社については、平成5年5月1日の資格取得日から12年2月21日の資格喪失日までの期間、給与から厚生年金保険料を控除されている金額と年金事務所の厚生年金保険の記録が相違しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する給与支払明細書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、A社に継続して勤務していたと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年12月28日と記録されているが、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった5年1月20日以降の同年5月7日付けで申立人を含む8人について遡及して行われたことが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本から、平成5年1月20日以降においても、A社が法人であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人については、同僚の供述から、役員であったが社会保険事務に関わっていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成4年12月28日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の5年5月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年11月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、給与支払明細書又は賃金台帳がある期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書又は賃金台帳により確認できる保険料控除額から、平成5年5月、同年6月、同年8月及び同年10月から6年10月までの期間は53万円、同年11月は47万円、同年12月は56万円、7年1月から8年12月までの期間、9年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月は59万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、給与支払明細書又は賃金台帳が無い期間に

係る標準報酬月額については、預金通帳、その前後の給与支払明細書及び賃金台帳により推認できる保険料控除額から、平成5年7月及び同年9月は53万円に、9年1月、同年5月、同年8月及び11年8月から12年1月までの期間は59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、給与支払明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成9年9月1日から11年8月1日までの期間について、事業主は、当該期間の資料も無く、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について不明と供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7697

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで
A社における厚生年金保険の標準報酬月額が 26 万円になっているが、26 万円より多くもらっていた。給与支払報告書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、厚生年金保険の資格喪失日（平成 11 年 1 月 1 日）より後の 11 年 4 月 5 日付けで、10 年 8 月 1 日に遡って 26 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主を除く多数の従業員についても申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、元事業主は、「私は、平成 9 年に取締役、10 年に代表取締役に就任したが、それ以前より社会保険料の滞納があり、社会保険事務所より納付の催促があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

関東（新潟）厚生年金 事案 7698

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

私が昭和55年11月頃にA社からB社に異動した際の被保険者期間が1か月欠落しているが、この期間は、同じC業務に継続して従事しており、給料が途切れたりすることはなかったため厚生年金保険料の控除は継続していたと思う。

また、B社における被保険者資格の喪失日が昭和61年8月31日となっているが、月末まで勤務したと思うので資格喪失日は同年9月1日だと思う。

上記の各申立期間について、厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和55年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社の関連会社であるB社において当該資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、申立期間①及びその前後の期間について、同じC業務に従事していたとしており、申立人と一緒にA社からB社に異動したとする複数の同僚は「双方の社長同士の話合いの下で、申立人が従事

していた業務を変更することなく関連会社であるB社に転籍した。」と供述している。

また、申立期間①において、厚生年金保険被保険者記録に1日の空白があるのは申立人のみであり、前記複数の同僚はいずれもA社において厚生年金保険の被保険者となっており、当該期間の被保険者記録が継続していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和55年9月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、B社が保管する従業員名簿に記載されている退職年月日及び申立人の雇用保険の記録における同社での離職日のいずれもが昭和61年8月30日となっている上、事業主及び複数の同僚からは、申立人の申立期間②に係る勤務について具体的な供述を得られず、当該期間の勤務実態を確認することができない。

また、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年9月4日、資格喪失日に係る記録を46年11月11日とし、当該期間に係る標準報酬月額を43年9月から44年7月までは2万2,000円、同年8月から45年9月までは3万3,000円、同年10月から46年7月までは3万6,000円、同年8月から同年10月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月4日から46年11月11日まで
厚生労働省の記録によると、C組合（前身は、D組合）における厚生年金保険の資格取得日は昭和46年11月11日になっており、その前の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、C組合の「退職金計算書」によれば、昭和43年9月4日入社となっており、申立期間も含め退職するまで、A社B工場内のC組合B支部事務所で同組合の専従職員として勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するC組合発行の退職金計算書及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にC組合B支部に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のC組合における厚生年金保険の加入については、複数の同僚が入社と同時であったと供述しており、当時の同組合の経理担当者は、「入社当初から申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」としている上、上述の退職金計算書の発行者である同組合の執行委員長は、「申立人は当時同組合に勤務していた。B工場で厚生年

金保険に加入手続するのを忘れたのではないか。」と供述している。

さらに、申立人が保管する申立期間にA社が発行したと推認される11月分給与明細（発行年は不明）では給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立期間当時の上述の経理担当者の確認印が認められるところ、当該担当者は同明細書に記載されている「E手当」について、「当該手当は、工場の操業に対して支給されるものであることから、申立人の給与は同社B工場から支給されていたと思われる。」としている。

加えて、オンライン記録によると、申立人より2か月早く申立人と同様にD組合B支部の専従職員として入社した同僚は、入社と同時にA社B工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する上述の給与明細書において確認できる保険料控除額及び申立人と同職種であり、D組合B支部の専従職員であった同僚の標準報酬月額の記録から、昭和43年9月から44年7月までは2万2,000円、同年8月から45年9月までは3万3,000円、同年10月から46年7月までは3万6,000円、同年8月から同年10月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、A社は既に破産手続を完了しており、当時の事業主に確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年9月から46年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（群馬）厚生年金 事案 7700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次の同社B店における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から同社B店に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月14日は35万円、同年12月26日及び17年8月13日は33万7,000円、同年12月26日及び18年8月13日は37万6,000円、同年12月26日は36万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月14日
② 平成16年12月26日
③ 平成17年8月13日
④ 平成17年12月26日
⑤ 平成18年8月13日
⑥ 平成18年12月26日

A社において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、当該賞与に係る保険料が納付されていない。

同社はその後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の保険給付に反映されていない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、申立期間①から⑥までに係る賞与支払明細書によ

り、申立人は同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記賞与支払明細書における賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は 35 万円、申立期間②及び③は 33 万 7,000 円、申立期間④及び⑤は 37 万 6,000 円、申立期間⑥は 36 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①から⑥までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（長野）厚生年金 事案 7704

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 製作所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、20 年 8 月 16 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 16 日まで

私は、昭和 19 年春、国からの赤紙により、C 市 D 区 E 地区にある A 社で徴用工として勤務し、飛行機の組立てを行っていた。工場の敷地内にある寮に入り、サツマイモばかり食べていた記憶がある。戦争の最中だったので、毎日とめどもなく B29 の爆弾、焼夷弾を落とされ、逃げ回っていた。

申立期間については、給与支給もあり、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、F 社のマーク入りの帽子をかぶった制服姿の写真、申立人の「給料は実家に戻ってから、A 社からまとめて送られてきた。」「空襲が激しくなったため、G 工場に行くように言われた。」など当時の記憶に具体性があり、同時期に同社 B 製作所 H 工場に勤務していた者の証言と一致していることなどから、申立人は申立期間において同社同工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）加入に係る供述及び同社社史の厚生年金保険加入及

び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるが、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり、戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が認められ、これによる被保険者名簿の復元は困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は20年8月16日とするのが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情に合った適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7705

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで

昭和56年4月からB社にC業務として勤務し、57年8月23日から引き続き関連事業所であるA事業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、B社及びA事業所に継続して勤務し（昭和57年8月23日にB社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和57年9月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A事業所は昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同事業所に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員は5人以上いたと証言していることから、申立期間において同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、A事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（群馬）厚生年金 事案 7706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで
年金事務所からのお知らせにより、申立期間の年金記録が欠落していることに気が付いたが、同期間はA事業所に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、B社及びA事業所に継続して勤務し（昭和57年8月23日にB社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和57年9月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A事業所は昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同事業所に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員は5人以上いたと証言していることから、申立期間において同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業

所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（群馬）厚生年金 事案 7707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで
年金事務所からのお知らせにより、申立期間の年金記録が欠落していることに気が付いたが、同期間はA事業所に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、B社及びA事業所に継続して勤務し（昭和57年8月23日にB社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和57年9月の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A事業所は昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同事業所に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員は5人以上いたと証言していることから、申立期間において同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業

所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（群馬）厚生年金 事案 7708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで
年金事務所からのお知らせにより、申立期間の年金記録が欠落していることに気が付いたが、同期間はA事業所に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、B社及びA事業所に継続して勤務し（昭和57年8月23日にB社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和57年9月の記録から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A事業所は昭和57年9月1日に厚生年金保険の適用事業所とされ、申立期間においては適用事業所となっていないが、同事業所に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員は5人以上いたと証言していることから、申立期間において同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業

所としての記録が無いことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

年金事務所から、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。当該期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、A社に勤務していたとして申立人が名前を挙げた1人を含む同僚5人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していたと思う旨回答している上、現在の事業主は、申立期間①は、会社がC区からD区に移転した時期で、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、

申立期間①において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記同僚のうち二人が、申立人は申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立人に係る申立期間①の保険料も控除していたと考えていると供述している。

なお、上記の同僚全員が、A社では、当時、Eの製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間①における同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係るA社における事業所別被保険者名簿の昭和36年7月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、上記同僚5人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していたと思う旨回答している上、現在の事業主は、申立期間②は、会社がD区からF市に移転した時期で、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間②において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記同僚のうち二人が、申立人は申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立人に係る申立期間②の保険料も控除していたと考えていると供述している。

なお、上記の同僚全員が、A社では、当時、Eの製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間②における同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、申立人に係るA社における事業所別被保険者名簿の昭和37年9月の記録から、2万2,000円と

することが妥当である。

- 3 申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとしていることから、社会保険事務所では、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 7712

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年8月10日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、申立人のA社における資格取得日に係る記録を元年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月15日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社から関連会社であるA社に出向していた期間のうち、平成元年3月15日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和54年3月1日からB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、B社の後継会社であるC社から提出された申立人に係る人事カード、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人はB社の厚生年金保険被保険者として、同社の関連会社であるA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）において決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年8月10日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、平成元年2月支給分までの所属コードは「D」、同年3月支給分からの所属コードは

「E」と記載されているところ、C社は、「D」はB社、「E」はA社のことであると供述している上、申立人と同時にB社からA社に異動した同僚から新たに提出された預金通帳の写しにより、同年3月24日にA社から同人に給与が振り込まれていたことが確認できることから、申立人は申立期間の給与をA社から支払われ、当該給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており申立期間は適用事業所となっていないが、閉鎖登記簿謄本により、同社は同年3月15日に設立されていることが確認できる上、雇用保険の記録により、同社において同日付けで被保険者資格を取得している者が5人いることが確認できることから、同社は申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料額から、36万円とすることが妥当である。

なお、A社が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、同社は申立期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
申立期間にA社B工場から同社C工場へ異動したが、厚生年金保険の記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険被保険者記録、同社提出の本社通達及び同僚の供述により、申立人が同社B工場及び同社C工場に継続して勤務し（昭和45年3月31日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年4月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
申立期間にA社B工場から同社C工場へ異動したが、厚生年金保険の記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険被保険者記録、同社提出の本社通達及び同僚の供述により、申立人が同社B工場及び同社C工場に継続して勤務し（昭和45年3月31日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年4月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から同年8月までの期間及び63年4月から平成2年12月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年3月から同年8月まで
② 昭和63年4月から平成2年12月まで

A市役所で勧められて、夫と一緒に付加年金に加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を二人分納付していた。

それにもかかわらず、申立期間の付加保険料について、夫は納付記録があるのに、私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で夫と一緒に付加年金の加入手続を行ったとしている。

しかしながら、夫の所持する年金手帳には、昭和61年3月31日に付加年金に加入したことを示す記載があるものの、申立人が所持する年金手帳には、同記載は見当たらない。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間②直後の平成3年1月から、第3号被保険者に該当したために、同年1月14日に第1号被保険者の資格を喪失しており、既に納付した同年1月の国民年金保険料について、定額保険料である8,400円が還付されていることが確認できる。

一方、夫の平成3年1月の国民年金保険料については、付加保険料込みの8,800円が申立人と同日付けで還付されていることが確認できることから、申立人及びその夫の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたとする主張とは相違している。

このほか、申立人が、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、付加保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月1日まで

昭和20年3月に国民学校初等科を卒業し、同年4月から同校の高等科に進学する予定だったが、学校からの指示により学徒勤労働員として、同じ町内の先輩や同級生数人とともにA事業所B工場に勤務し、Cを製作した。昭和20年8月の終戦まで勤務した。給料なのかは不明だが、1日働いて1円支給されていたことを記憶している。保険料を控除されたのかは覚えていないが、当時一緒に働いた先輩が厚生年金保険に加入していたと聞いたので、自分の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録により、申立人は申立期間にA事業所B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所B工場は昭和23年に適用事業所ではなくなっており、事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務実態、保険料控除及び当時の社会保険の適用状況等について確認が取れない。

また、上記同僚を含む連絡可能な8人に照会し、回答があった3人はいずれも申立人の厚生年金保険への加入及び社会保険の適用については不明と供述している。

さらに、申立人が氏名を記憶している6人の同僚のうち健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において被保険者記録が確認できる3人は、申立人より2歳から5歳年上であり、申立期間当時、国民学校高等科に在籍する年齢（満13歳から14歳。以下同じ。）を上回っていることが確認できる。

加えて、上記同僚6人のなかで被保険者名簿において記録が確認できな

い3人は、申立人と同学年若しくは一学年上であり、いずれも国民学校高等科に在籍できる年齢であったことが推認できる。

また、A事業所B工場の被保険者名簿において、申立期間に資格を取得した同僚は21人確認できるところ、そのうちの20人は国民学校高等科に在籍する年齢を上回っていることが確認できる。

さらに、労働者年金保険施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとされている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 55 年 7 月まで

申立期間において、A社に勤務し、同社が経営するB業やC店で勤務した。C店は、同社社長の妻が社長を務めるD社が管理していたので、同社の在籍だった可能性もある。申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 6 月頃から、A社に勤務し、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたとしている。なお、申立人が勤務していたとするC店は、同社の関連会社であるD社が管理していたため、申立人は同社に在籍していた可能性もあるとしている。

しかしながら、A社の事業主は既に他界していることから照会できない上、当時の同僚 16 人に照会し、回答を得られた4人からは申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除及び同社における社会保険事務の取扱いについて具体的な供述を得られなかったことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除については不明である。

また、D社の代表取締役（A社の事業主の妻）に照会したが、回答が無い上、オンライン記録によれば、厚生年金保険の適用事業所として「D社」という名称の事業所が確認できないことから、同社に係る被保険者への同僚照会を行うことができなかった。

さらに、申立人が、一緒にC店で勤務していたとする同僚7人は、A社に係る事業所別被保険者原票において確認できない上、その同僚の1人は、「申立期間当時、自分はA社又はD社が管理するC店で勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、自身で国民年金に加入し、保険料を納

付していた。」と供述しているところ、E市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、昭和53年6月から54年3月までの期間の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 57 年 11 月まで
A 地区の B 社又は C 社に昭和 49 年 8 月頃から倒産した 57 年 11 月頃まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、給料から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B 社又は C 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、雇用保険の記録により、申立人は、B 社において昭和 55 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、57 年 10 月 4 日に離職したことが確認できる上、商業登記簿謄本により、申立人は同社において 55 年 9 月 20 日に取締役就任していることが確認できることから、申立人は申立期間の一部において、同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、D 県には B 社及び C 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は存在しないことが確認できる。

また、B 社及び C 社の商業登記簿で確認できる取締役 6 人（申立人を除く。）については、オンライン記録で調査を行ったが連絡先が分からず、申立人は取締役以外の同僚の記憶も明確ではなく照会することができない。

このほか、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。